

政務活動費の見直しについて(案)

●個人に依頼したポスティングについて

(現行)

(その他提出書類)

事 項	内 容
印刷・ポスティング	見積書、納品書（又は完了報告書）、請求書を徴し、それらの写しを提出すること。また、印刷物の現物を1部提出すること。



(改正案)

事 項	内 容
印刷・ポスティング	見積書、納品書（又は完了報告書）、請求書を徴し、それらの写しを提出すること。また、印刷物の現物を1部提出すること。 ただし、発注金額（契約金額）が10万円未満の場合は、見積書を徴することを要しない。

●切手・はがきの購入について（案）

切手・はがきを購入する場合は、切手等受払簿を作成し、管理する。なお、購入に当たっては、年度内に必要となる最小限度の数量にとどめ、また、政務活動費の充当は、実際に切手を使用したときとする。

ただし、切手を購入し、即時使用する場合は、この限りでない。（従来どおり購入時の領収書をもって政務活動費の充当を行う。）



切手・はがき・レターパックの購入について（修正案）

切手・はがき・レターパック（以下「切手等」という。）を購入する場合は、切手等受払簿を作成し、管理する。なお、購入に当たっては、**1回当たり1万円以内とする**。また、政務活動費の充当は、実際に切手等を使用したときとする。

ただし、切手等を購入し、即時使用する場合は、この限りでない。（従来どおり購入時の領収書をもって政務活動費の充当を行う。）

● ボランティア保険にかかる政務活動費の充当について

(現行)

使途項目	内容	取扱い
人件費	給料、賃金、社会保険料、各種手当（勤勉、期末、通勤、時間外、扶養手当等）、	<ul style="list-style-type: none">・雇用実態に応じて充当できる。・議員と生計を一にしている者への支出は認めない。



(改正案)

使途項目	内容	取扱い
人件費	給料、賃金、社会保険料、各種手当（勤勉、期末、通勤、時間外、扶養手当等）、 傷害保険料	<ul style="list-style-type: none">・雇用実態に応じて充当できる。・議員と生計を一にしている者への支出は認めない。